

令和 5 年 1 2 月 1 日 招集

唐津市議会定例会提出議案



## 議 案 目 次

議案第 1 1 4 号	令和 5 年度唐津市一般会計補正予算……………	(別冊)
議案第 1 1 5 号	令和 5 年度唐津市国民健康保険特別会計補正予算……………	(別冊)
議案第 1 1 6 号	令和 5 年度唐津市介護保険特別会計補正予算……………	(別冊)
議案第 1 1 7 号	令和 5 年度唐津市観光施設特別会計補正予算……………	(別冊)
議案第 1 1 8 号	令和 5 年度唐津市有線テレビ事業特別会計補正予算……………	(別冊)
議案第 1 1 9 号	令和 5 年度唐津市水道事業会計補正予算……………	(別冊)
議案第 1 2 0 号	令和 5 年度唐津市工業用水道事業会計補正予算……………	(別冊)
議案第 1 2 1 号	令和 5 年度唐津市下水道事業会計補正予算……………	(別冊)
議案第 1 2 2 号	令和 5 年度唐津市市民病院きたはた事業会計補正予算……………	(別冊)
議案第 1 2 3 号	令和 5 年度唐津市モーターボート競走事業会計補正予算……………	(別冊)
議案第 1 2 4 号	唐津市玄海海中展望塔条例の一部を改正する条例制定について……………	1
議案第 1 2 5 号	唐津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について……………	3
議案第 1 2 6 号	唐津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について……………	7
議案第 1 2 7 号	唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制定について……………	9
議案第 1 2 8 号	唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制定について……………	1 1
議案第 1 2 9 号	唐津市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例制定について……………	1 3
議案第 1 3 0 号	唐津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について……………	1 7
議案第 1 3 1 号	唐津市学校給食費条例制定について……………	1 9
議案第 1 3 2 号	唐津市教育委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて……………	2 2
議案第 1 3 3 号	人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて……………	2 4
議案第 1 3 4 号	鏡中学校長寿命化改良他電気設備工事請負契約締結につ	

	いて ……………	2 6
議案第 1 3 5 号	鏡中学校長寿命化改良他機械設備工事請負契約締結につ いて ……………	2 7
議案第 1 3 6 号	唐津市民交流プラザの指定管理者の指定について……………	2 8
議案第 1 3 7 号	唐津市名護屋城茶苑「海月」の指定管理者の指定につい て ……………	2 9
議案第 1 3 8 号	唐津市鳴神温泉なのゆの指定管理者の指定について……………	3 0
議案第 1 3 9 号	唐津市旧唐津銀行の指定管理者の指定について……………	3 1
議案第 1 4 0 号	唐津市鯨組主中尾家屋敷の指定管理者の指定について……………	3 2
議案第 1 4 1 号	唐津市ふれあい自然塾ひぜんの指定管理者の指定につい て ……………	3 3
議案第 1 4 2 号	唐津市ロフティ七山の指定管理者の指定について……………	3 4
議案第 1 4 3 号	臨港駐車場の指定管理者の指定について……………	3 5
報告第 2 1 号	専決処分の報告について（その 1） ……………	3 6
報告第 2 2 号	専決処分の報告について（その 2） ……………	3 8
報告第 2 3 号	専決処分の報告について（その 3） ……………	4 0
報告第 2 4 号	専決処分の報告について（その 4） ……………	4 2

**議案第 1 2 4 号**

唐津市玄海海中展望塔条例の一部を改正する条例制定について  
唐津市玄海海中展望塔条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市玄海海中展望塔の使用料の見直しに伴い改正するものである。



唐津市条例第 号

唐津市玄海海中展望塔条例の一部を改正する条例

唐津市玄海海中展望塔条例（平成17年条例第225号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（入場料）」に改め、同条中「使用料」を「入場料」に改める。

第6条（見出しを含む。）、第7条（見出しを含む。）及び第12条第4項中「使用料」を「入場料」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条、第12条関係）

区分		金額（1人当たり）	摘要
入場券（A）	一般	1,000円（900円）	透視度が5メートル以上であるとき。
	小・中学生	500円（400円）	
	未就学児	無料	
入場券（B）	一般	900円（800円）	透視度が5メートル未満であるとき。
	小・中学生	450円（350円）	
	未就学児	無料	

備考

- 1 一般とは、小・中学生以外の者で15歳以上のものをいう。
- 2 括弧内の金額は、団体入場料とする。
- 3 団体扱いは、20人以上とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



**議案第 1 2 5 号**

唐津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について  
唐津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 地方税法施行令の一部改正に伴い改正するものである。



唐津市条例第 号

唐津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

唐津市国民健康保険税条例（平成17年条例第69号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割

額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

**第24条の3** 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の唐津市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



**議案第 1 2 6 号**

唐津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

唐津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い改正するものである。



唐津市条例第 号

唐津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

唐津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



**議案第 127号**

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制定について  
唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市肥前農産物加工施設の廃止に伴い改正するものである。



唐津市条例第 号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例

唐津市条例の廃止に関する条例（平成17年条例第352号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

(155) 唐津市肥前農産物加工施設条例（平成17年条例第202号）

**附 則**

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



**議案第 128号**

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制定について  
唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市巖木岩屋ライフセンターの廃止に伴い改正するものである。



唐津市条例第 号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例

唐津市条例の廃止に関する条例（平成17年条例第352号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

(154) 唐津市巖木岩屋ライフセンター条例（平成17年条例第222号）

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



**議案第 129号**

唐津市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会づくりの推進に  
関する条例の一部を改正する条例制定について

唐津市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会づくりの推進に関する条例  
の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 社会情勢の変化に伴い、脱炭素社会づくりの推進を図るため改正する  
ものである。



## 唐津市条例第 号

唐津市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会づくりの推進に  
関する条例の一部を改正する条例

唐津市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会づくりの推進に関する条例  
(平成24年条例第27号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

唐津市再生可能エネルギーの導入等による脱炭素社会づくりの推進に  
関する条例

前文のうち第4項中「低炭素社会」を「脱炭素社会」に改め、第3項の次に次の  
1項を加える。

さらに、国際的にも脱炭素社会に向けた取組が進む中、国は、令和2年10月に  
カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、本市においても令和5年3月に、市  
民、事業者及び行政が一体となり脱炭素社会の実現に向け取り組むゼロカーボンシ  
ティ宣言を表明しました。

第1条中「方法」の次に「(以下「再生可能エネルギーの導入等」という。)」  
を加え、「低炭素社会」を「脱炭素社会」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 再生可能エネルギー エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合  
利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法  
律第72号)第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源を利用して得るこ  
とができるエネルギーをいう。

第2条第4号を次のように改める。

- (4) 脱炭素社会 二酸化炭素の排出量と吸収及び除去量との間の均衡が保たれた  
社会をいう。

第2条に次の1号を加える。

- (5) 市民等 市民、特定非営利活動法人、市民活動団体、ボランティア団体、自  
治会、PTAその他の組織又は団体をいう。

第3条第1項を次のように改める。

市は、再生可能エネルギーの導入等により、脱炭素社会づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、当該施策を推進する責務を有する。

第3条第2項中「努めるものとする」を「努めなければならない」に改める。

第4条第1項中「、低炭素社会づくりの推進に向けて」を削り、「事業活動において」の次に「脱炭素社会づくりの推進に関する」を加え、同条第2項中「低炭素社会」を「脱炭素社会」に改める。

第5条の見出し中「市民」を「市民等」に改め、同条第1項中「市民は、低炭素社会づくりの推進に向けて」を「市民等は」に改め、「日常生活において」の次に「脱炭素社会づくりの推進に関する」を加え、同条第2項中「市民」を「市民等」に、「低炭素社会」を「脱炭素社会」に改める。

第6条中「低炭素社会」を「脱炭素社会」に改め、同条第5号中「エネルギー」を「再生可能エネルギー」に改める。

第7条の見出し中「基本計画」を「計画」に改め、同条第1項中「低炭素社会」を「脱炭素社会」に、「基本的な計画」を「計画」に、「基本計画」を「再エネ計画」に改め、同条第2項中「基本計画」を「再エネ計画」に改め、同項各号中「低炭素社会」を「脱炭素社会」に改め、同条第3項から第6項までの規定中「基本計画」を「再エネ計画」に改める。

第8条中「、市民及び民間非営利活動法人その他の民間団体（以下「民間非営利活動法人等」という。）」を「及び市民等」に、「低炭素社会」を「脱炭素社会」に、「努めるものとする」を「努めなければならない」に改める。

第9条中「低炭素社会」を「脱炭素社会」に、「市民」を「市民等」に、「エネルギーに関する学習の推進及び」を「再生可能エネルギーに関する学習の推進及び理解促進に向けた」に改める。

第10条の見出し中「市民等」を「事業者及び市民等」に改め、同条中「、市民及び民間非営利活動法人等」を「及び市民等」に、「低炭素社会」を「脱炭素社会」に改める。

第11条中「低炭素社会」を「脱炭素社会」に、「努めるものとする」を「努めなければならない」に改める。

第12条中「低炭素社会」を「脱炭素社会」に、「努めるものとする」を「努めなければならない」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



**議案第130号**

唐津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について

唐津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 巖木小学校、巻木小学校、入野小学校、納所小学校及び田野小学校を廃止し、新たに巖木小学校及び肥前小学校を設置することに伴い改正するものである。



唐津市条例第 号

唐津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

唐津市立小学校及び中学校設置条例（平成17年条例第284号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表中

「

唐津市立巖木小学校	唐津市巖木町牧瀬44番地1
唐津市立簀木小学校	唐津市巖木町簀木306番地

」

を

「

唐津市立巖木小学校	唐津市巖木町牧瀬328番地1
-----------	----------------

」

に、

「

唐津市立入野小学校	唐津市肥前町入野丙619番地1
唐津市立入野小学校向島分校	唐津市肥前町向島194番地
唐津市立田野小学校	唐津市肥前町田野甲2930番地1
唐津市立納所小学校	唐津市肥前町納所丁682番地

」

を

「

唐津市立肥前小学校	唐津市肥前町入野丙619番地1
唐津市立肥前小学校向島分校	唐津市肥前町向島194番地

」

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



**議案第131号**

唐津市学校給食費条例制定について  
唐津市学校給食費条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市立小学校及び中学校の学校給食費の公会計化に伴い、必要な事項を定めるものである。



唐津市条例第 号

唐津市学校給食費条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき市が実施する学校給食に係る学校給食費に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (3) 保護者等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者又はこれに準ずる者として規則で定めるものをいう。
- (4) 学校給食費負担者 学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者等、教職員その他学校給食の提供を受ける者をいう。

(学校給食費の徴収)

**第3条** 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

2 前項の学校給食費の額は、規則で定める。

(学校給食費の納付)

**第4条** 学校給食費負担者は、規則で定める納期限までに学校給食費を納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

**第5条** 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

**第6条** この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行に関し必要な手続その他の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第 132号

唐津市教育委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて  
次の者を唐津市教育委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和5年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所



氏 名

篠 原 智 文

生年月日

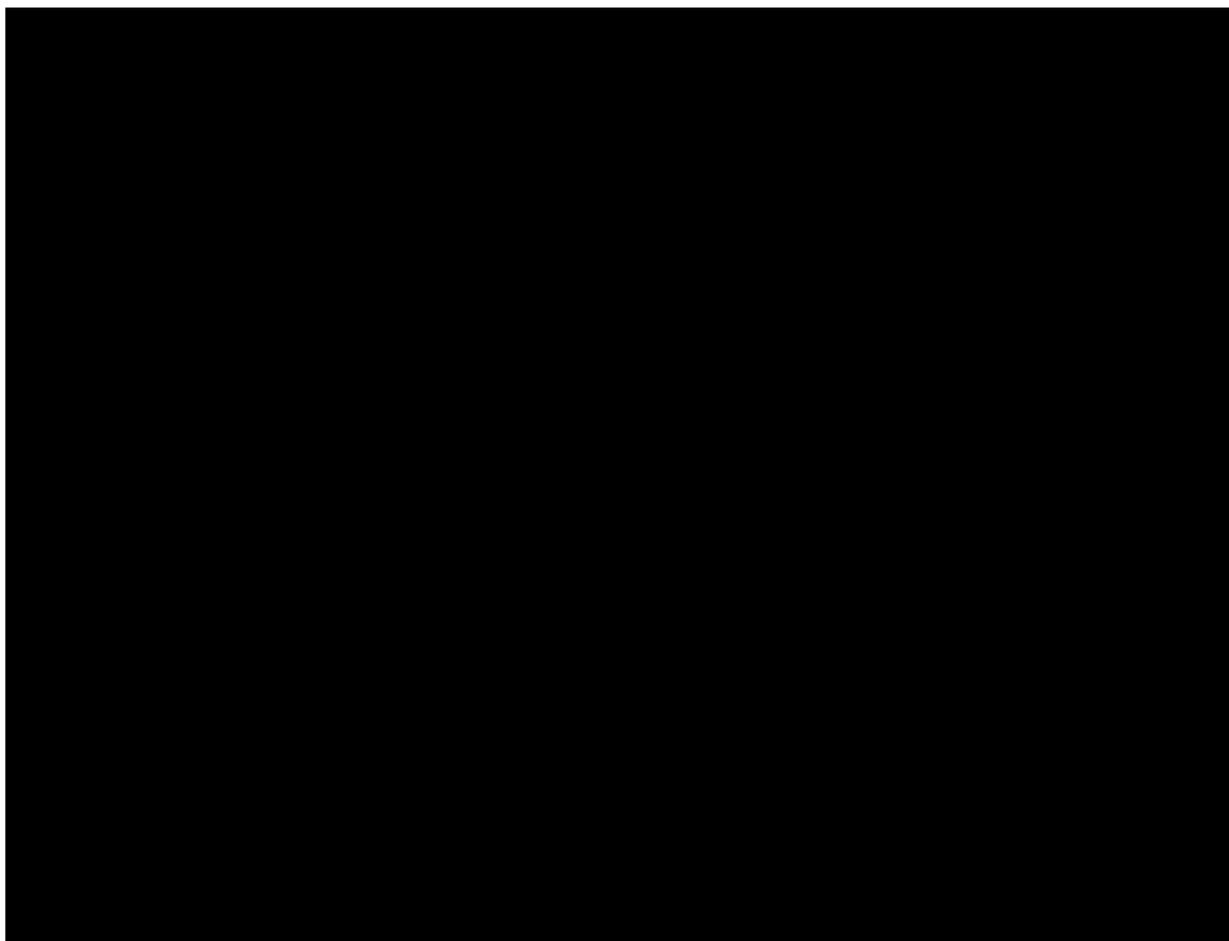


提案理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により  
市議会の同意を求めるものである。



しの はら とも ふみ  
篠 原 智 文

略 歴





議案第133号

人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて  
次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することにつき市議会の意見を求める。

令和5年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所



氏 名

井 上 智 晴

生年月日



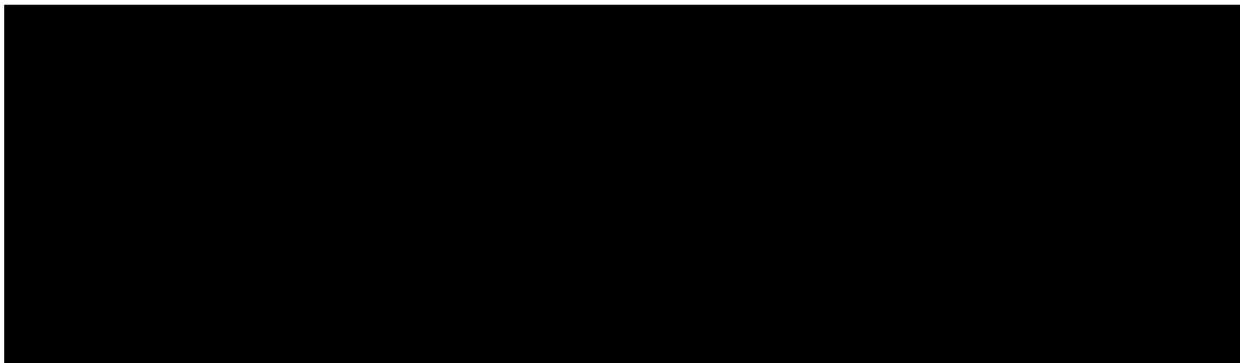
提案理由 人権擁護委員法第6条第3項の規定により市議会の意見を求めるものである。



いの うえ とも はる  
井 上 智 晴



略 歴





## 議案第 134号

鏡中学校長寿命化改良他電気設備工事請負契約締結について  
鏡中学校長寿命化改良他電気設備工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和5年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

- |   |           |                   |
|---|-----------|-------------------|
| 1 | 契約の目的     | 鏡中学校長寿命化改良他電気設備工事 |
| 2 | 工事の内容     | 電気設備 一式           |
| 3 | 契約の方法     | 一般競争入札による契約       |
| 4 | 契約金額      | 金191,400,000円     |
| 5 | 契約不適合責任期間 | 1年                |
| 6 | 契約の相手方    | 笠原電設・サデック共同企業体    |
- 代表者 佐賀県唐津市石志4459番地1  
株式会社笠原電設  
代表取締役 笠原 秀 子

提案理由 地方自治法第96条第1項第5号及び唐津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものである。



## 議案第 135号

鏡中学校長寿命化改良他機械設備工事請負契約締結について  
鏡中学校長寿命化改良他機械設備工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和5年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

- |   |             |                   |
|---|-------------|-------------------|
| 1 | 契 約 の 目 的   | 鏡中学校長寿命化改良他機械設備工事 |
| 2 | 工 事 の 内 容   | 機械設備 一式           |
| 3 | 契 約 の 方 法   | 一般競争入札による契約       |
| 4 | 契 約 金 額     | 金300,300,000円     |
| 5 | 契約不適合責任期間   | 1年                |
| 6 | 契 約 の 相 手 方 | 大西・唐津土建共同企業体      |

代表者 佐賀県唐津市新興町25番地

大西工業株式会社

代表取締役社長 江 頭 俊 之

提案理由 地方自治法第96条第1項第5号及び唐津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものである。



## 議案第136号

唐津市民交流プラザの指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

- 1 管理を行わせる公の施設の名称  
唐津市民交流プラザ
- 2 指定管理者となる団体の名称  
唐津市民交流プラザ運営共同事業体
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由 唐津市民交流プラザの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。



## 議案第137号

唐津市名護屋城茶苑「海月」の指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称

唐津市名護屋城茶苑「海月」

2 指定管理者となる団体の名称

肥前名護屋城倶楽部

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由 唐津市名護屋城茶苑「海月」の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。



## 議案第138号

唐津市鳴神温泉なのゆの指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称

唐津市鳴神温泉なのゆ

2 指定管理者となる団体の名称

株式会社鳴神温泉

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由 唐津市鳴神温泉なのゆの指定管理者を指定したいので、地方自治法  
第244条の2第6項の規定により提案するものである。



## 議案第 139号

唐津市旧唐津銀行の指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称

唐津市旧唐津銀行

2 指定管理者となる団体の名称

一般社団法人唐津観光協会

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由 唐津市旧唐津銀行の指定管理者を指定したいので、地方自治法第  
244条の2第6項の規定により提案するものである。



## 議案第140号

唐津市鯨組主中尾家屋敷の指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称

唐津市鯨組主中尾家屋敷

2 指定管理者となる団体の名称

呼子鯨組

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由 唐津市鯨組主中尾家屋敷の指定管理者を指定したいので、地方自治法  
第244条の2第6項の規定により提案するものである。



## 議案第141号

唐津市ふれあい自然塾ひぜんの指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称

唐津市ふれあい自然塾ひぜん

2 指定管理者となる団体の名称

日隈工業株式会社

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由 唐津市ふれあい自然塾ひぜんの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。



## 議案第142号

唐津市ロフティ七山の指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称

唐津市ロフティ七山

2 指定管理者となる団体の名称

共同企業体祐和會

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由 唐津市ロフティ七山の指定管理者を指定したいので、地方自治法第  
244条の2第6項の規定により提案するものである。



## 議案第143号

臨港駐車場の指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称

臨港駐車場

2 指定管理者となる団体の名称

佐賀玄海漁業協同組合

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由 臨港駐車場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。



## 報告第 21 号

専決処分の報告について（その 1）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成 17 年条例第 9 号）第 1 号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 12 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

### 専 決 処 分 書

損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成 17 年条例第 9 号）第 1 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 10 月 20 日

唐津市長 峰 達 郎

#### 1 事故の内容

児童遊園出入口に設置した側溝蓋が落下したことによる人身事故

#### 2 事故発生年月日

令和 5 年 7 月 16 日

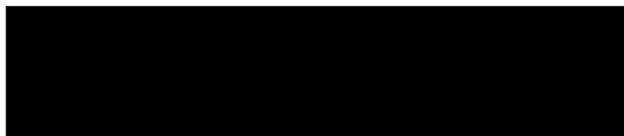
#### 3 事故発生場所

佐賀県唐津市町田四丁目 568 番 27 町田四丁目児童遊園

#### 4 損害賠償の額

金 50,628 円

#### 5 損害賠償及び和解の相手方



#### 6 和解の要旨

(1) 唐津市は、5 の損害賠償及び和解の相手方に対し 4 の損害賠償の額を支払う。

(2) 前号以外に唐津市と 5 の損害賠償及び和解の相手方には何ら債権債務が存在しないことを相互に確認する。

## 報告第 2 2 号

専決処分の報告について（その 2）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成 1 7 年条例第 9 号）第 1 号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 1 2 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

### 専 決 処 分 書

損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成 1 7 年条例第 9 号）第 1 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 1 1 月 1 5 日

唐津市長 峰 達 郎

#### 1 事故の内容

駐車場内における道路維持課庁用車の軽自動車への接触による物損事故

#### 2 事故発生年月日

令和 5 年 1 1 月 2 日

#### 3 事故発生場所

佐賀県唐津市石志 3 8 4 5 番 2 の駐車場内

#### 4 損害賠償の額

金 1 2 9 , 2 6 1 円

#### 5 損害賠償及び和解の相手方



#### 6 和解の要旨

(1) 唐津市は、5 の損害賠償及び和解の相手方に対し 4 の損害賠償の額を支払う。

(2) 今後本件に関しては、双方とも裁判上又は裁判外において一切異議申立て、請求を行わないことを相互に確認する。

## 報告第23号

専決処分の報告について（その3）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成17年条例第9号）第1号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

### 専 決 処 分 書

損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成17年条例第9号）第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年10月16日

唐津市長 峰 達 郎

#### 1 事故の内容

県道上における消防総務課庁用車の普通自動車への接触による人身事故

#### 2 事故発生年月日

令和5年6月26日

#### 3 事故発生場所

佐賀県唐津市竹木場の県道33号唐津肥前線道路上

#### 4 損害賠償の額

金553,979円

#### 5 損害賠償及び和解の相手方



#### 6 和解の要旨

(1) 唐津市は、5の損害賠償及び和解の相手方に対し4の損害賠償の額を支払う。

(2) 今後本件に関しては、双方とも裁判上又は裁判外において一切異議申立て、請求を行わないことを相互に確認する。

## 報告第24号

専決処分の報告について（その4）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成17年条例第9号）第1号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年12月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

### 専 決 処 分 書

損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成17年条例第9号）第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年11月13日

唐津市長 峰 達 郎

#### 1 事故の内容

県道上における消防総務課庁用車の普通自動車への接触による物損事故

#### 2 事故発生年月日

令和5年6月26日

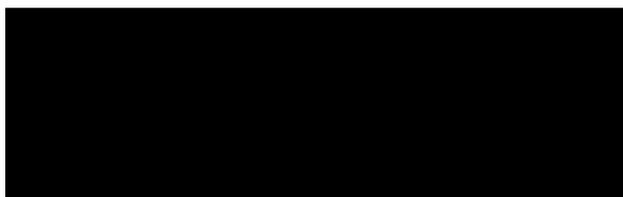
#### 3 事故発生場所

佐賀県唐津市竹木場の県道33号唐津肥前線道路上

#### 4 損害賠償の額

金3,087,870円

#### 5 損害賠償及び和解の相手方



#### 6 和解の要旨

- (1) 唐津市は、5の損害賠償及び和解の相手方に対し4の損害賠償の額を支払う。
- (2) 今後本件に関しては、双方とも裁判上又は裁判外において一切異議申立て、請求を行わないことを相互に確認する。

